

7-10. 電子マニフェストの取扱い

電子マニフェストの活用方法のポイント・・・特管物50t/年以上の事業場は義務化 →p10, 15

使用条件：排出事業者・収運業者・処分業者の3者が加入

▶ 排出事業者は、引渡し後、速やかに登録を（翌日起算3日以内、土日祝日、年末年始を除く）

① 事務の効率化・安全性・紛失のおそれなし

- ・入力ミス減少（初期設定が大事。客先情報や処理ルート情報は定期的確認、更新）
- ・データ活用：請求書や帳簿作成、経営資料作成
- ・紙マニフェストの交付等状況報告が不要
- ・確認期限の接近や超過の警告機能→p52

引渡し日 業務終了日	1日目 (翌日)	2日目 (翌々日)	3日目 (期限)
---------------	-------------	--------------	-------------

② 予約登録の活用を▶速やかな登録のためのツール

- ・予定段階で決まっている情報のみを入力し、事前に登録
- ・マニフェスト番号が発番されるため、業者とも事前にマニフェスト情報の共有が可能。また、受渡確認票の印刷が可能。ただし、受渡確認票に不足項目があれば追記を
- ・予約登録時に収運・処分業者が登録されていれば、業者は「マニフェスト情報の照会」による
- ・引渡し当日以降、不足項目を追加入力し、「本登録」に切替え

「受渡確認票」に必要な項目

- ・運搬する産廃の種類及び数量
- ・その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・運搬する産廃を積載した日
- ・積載した事業場の名称、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、連絡先

③ 引渡し時、「受渡確認票」の手渡しを

- ・引渡し物の確認のため
- ・運搬開始時に即時登録し、表示可能なスマホがあれば収運基準で定められている「備付け書面」となるが、未登録の場合は収運基準の「備付け書面」として必要であるため→p17

③ 電子マニフェストの「確認期限」▶紙マニフェストと同じ、登録日の翌日から起算。「通知日」が「送付マニフェストの到着日」と同じ→p52

⑤ 収運業者が入力代行する「現場登録支援機能」あり

- ・収集運搬業者に入力作業を支援してもらう機能▶速やかな登録ツール

⑥ 処分業者における入力項目の追加（現在試行中、2027年4月施行）

- ・再生も含めた最終処分先の業者・種類・処分量の情報

電子情報としてスマホによる表示も可

▶引渡し時に受渡確認票を印刷

- ・予約登録では、受渡確認票は予約登録後の送信結果一覧画面より印刷
- ・不足事項の追記を忘れずに
- ・即時登録した場合は「マニフェスト情報の照会」の一覧画面より印刷可能



操作マニュアル・動画



現場登録支援機能



受渡確認票サンプル



よくある質問FAQ



電子マニフェスト目追加

